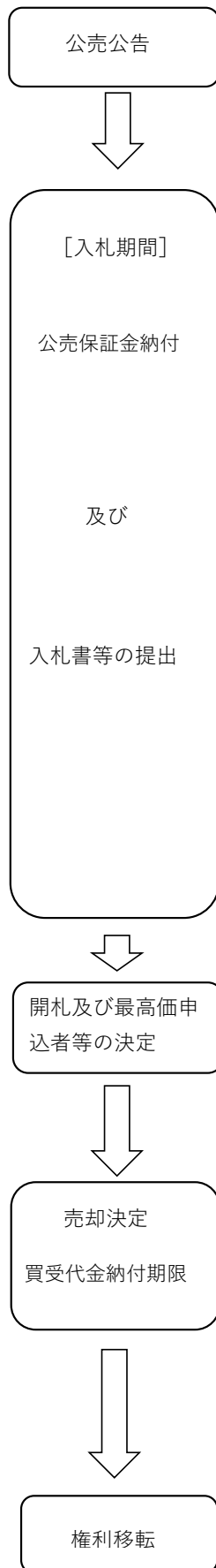


不動産公売（期間入札）の流れ



①公売参加について検討

公売を実施した物件を広島市ホームページ等でご覧いただき、公売参加についてご検討ください。

公売手続きについてご不明点がございましたら広島市財政局収納対策部特別滞納整理課(公売担当)へ電話もしくは来庁によりご連絡ください。

②公売保証金の納付（口座振込・窓口持参）

公売保証金納付期間内に、公売保証金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口持参払い(現金・小切手)も受け付けております。

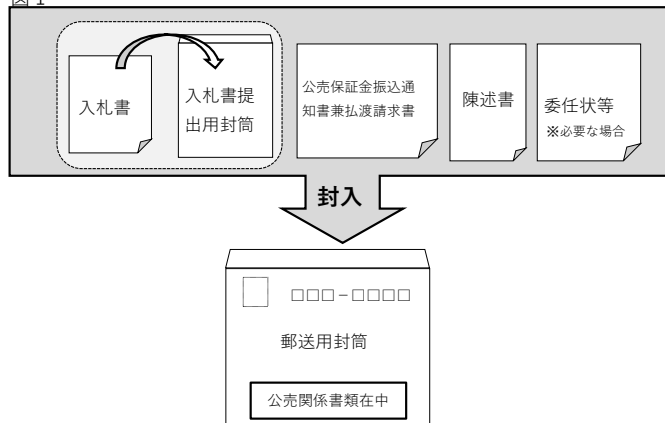
なお、指定口座への振込みに係る書類は広島市ホームページからダウンロードできます。

③入札書等の提出（郵送・窓口持参）

入札期間内に広島市財政局収納対策部特別滞納整理課(公売担当)に入札書類等(下図1参照)を提出してください。(入札期間内必着。入札期間後到着は無効。)

なお、入札書類等の書類は広島市ホームページからダウンロードできます。

図 1



④開札及び最高価申込者等の決定

公売公告をした日時・場所において開札を行い、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である者を最高価申込者として決定します。(次順位買受申込者を決定する場合があります。)なお、立ち合いを希望されない場合は、開札に立ち会う必要はありません。

最高価申込者等には広島市から電話および文書により連絡します。それ以外の方には広島市から電話又は電子メールで通知します。

⑤売却決定

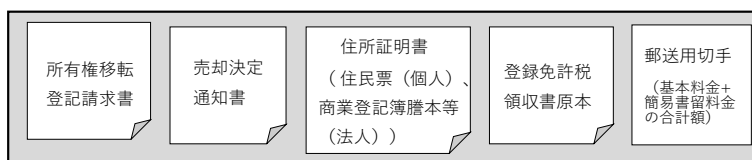
公売公告をした日時において、最高価申込者等に対し、売却決定を行います。

売却決定を受けた方は、買受代金納付期限までに買受代金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口持参払い(現金・小切手)も受け付けております。

⑥権利移転手続き

広島市が所有権移転手続きを行いますので、必要書類(下図2参照)をご提出ください。 ※共同入札の場合は入札者全員の住所証明書が必要です。

図 2



※詳細は広島市HPをご確認ください。